

文京区補助金等チェックシート（予算化・制度設計用）

所属 福祉部高齢福祉課高齢福祉推進係
 問合せ先 03 - 5803 - 1213

5年度調査

1 補助金の名称等

補助金の名称	シニア食堂事業補助金								
根拠規定等	文京区シニア食堂事業補助金交付要綱								
創設年月	令和	5	年	12	月	経過年数 〔自動計算〕	0年	終了予定年月	
見直し年月			年		月	経過年数 〔自動計算〕			
見直しの内容									
予算科目	款	項	目	大事業	中事業	計画事業番号			
	5民生費	2老人福祉費	1老人福祉事業費	06高齢者いきがいくり事業	03生きがいくり世代間交流事業				
補助金の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 奨励的補助 <input type="checkbox"/> 施設運営補助 <input type="checkbox"/> 扶助的補助 <input type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給								

2 補助金の概要

補助目的	NPO等の事業実施主体が実施する地域の高齢者の会食や会食を通じた交流の場（以下「文京区シニアふれあい食堂」という。）を確保する取組を支援することにより、高齢者の交流機会の増加、心身の健康増進、多世代交流の促進を実現するため、当該事業に要する費用の補助に関し必要な事項を定めることを目的とする。								
補助事業等の内容	本事業の実施主体は、地域の高齢者が気軽に立ち寄り、飲食をしながら様々な交流をすることができる文京区シニアふれあい食堂の取組を推進することにより、高齢者の交流機会の増加、心身の健康増進、多世代交流の促進を行う場を提供する取組を行う。 また、会食の実施に加え、会食事業に付帯して高齢者の心身の健康増進や安全安心な日常生活に資する講座等の開催や多世代交流機会の確保など、高齢者の孤独感の解消や生きがいの増進に資する取組を実施する場合については、別途加算の対象とする。								
補助対象経費の内容	(1) 会食事業の開催 補助基準額 1食堂あたり10千円×実施回数 ※年間 240千円を上限(補助率10分の10) (2) 高齢者の心身の健康増進や安全安心な日常生活に資する講座等の開催 補助基準額 1食堂当たり50千円×実施回数 ※年間100千円を上限(補助率10分の10) (3) 多世代交流機会の確保など、孤独感の解消や生きがいの増進に資する取組 補助基準額 1食堂当たり110千円×実施回数 ※年間220千円を上限(補助率10分の10) ※(2)及び(3)は、上記(1)会食事業の開催に加えて実施する場合に加算する。								
補助事業者等	<input type="checkbox"/> 区民 <input checked="" type="checkbox"/> 地域活動団体 <input checked="" type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input checked="" type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> その他 [特定の相手方に補助している場合は具体的に記入]								
補助金の算出	<input checked="" type="checkbox"/> 定率 { 補助率 10/10(上限あり) } <input type="checkbox"/> 定額 { 補助額 } <input type="checkbox"/> 補助単価 { 補助単価 単位 } <input checked="" type="checkbox"/> その他 [その他の場合は具体的に記入] 補助対象経費のとおり [定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入]								
公募の状況	ホームページでの案内により周知する。								
実績報告書時における用途の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 成果物 <input type="checkbox"/> その他 { }								
補助・単独の状況	<input type="checkbox"/> 区単独	負担割合	区	国	都	10/10	補助対象者		
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し)	上乗せの内容・理由							
<input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有)									

3 補助金の交付の適否に関する基準 [○:適合、△:適合しているが課題あり、×:不適合、-:非該当]

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	○	食を通じた高齢者の居場所づくり、地域の高齢者の見守りにつながる。
	基本構想、総合戦略、個別計画等の区の政策に適合しているか	○	総合戦略(高齢者の見守りと権利擁護)に関連する。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	○	高齢者の交流機会の増加、心身の健康増進、多世代交流の促進につながるため、公益性がある。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	○	地域の高齢者の孤立化につながる。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	○	ホームページでの案内など、機会を確保する。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	○	要綱に基づき、申請内容が適正であるか審査したうえで、交付を決定する。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	○	都の補助要綱に基づくスキームのため、代替策はない。
	補助金の交付による効果が認められるか	○	シニアふれあい食堂を実施する事業者への動機づけとなる。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	○	高齢者の交流機会の増加、心身の健康増進、多世代交流の促進につながる。なお、都の補助金を活用するため一般財源は生じない。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	○	シニアふれあい食堂の実施により、新たな地域でのつながりの創出が期待される。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	-	
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	-	
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	-	

4 交付実績

(件、千円)

項目	5年度(予算)			
交付(見込み)件数	2			
決算(予算)額	550			
国庫支出金	0			
都支出金	550			
その他	0			
一般財源	0			
年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)				

5 課題及び今後の方向性

本補助金は、東京都の補助金制度を活用した間接補助であり、課題は補助事業の終了時期の見極めが挙げられる。都の補助金が継続されるか否か、事業の実績等を注視しながら、適切に判断していく。